

## **【お知らせ】 当院は労災指定医療機関ではありません**

平素より当院をご利用いただきありがとうございます。

当院は誠に恐縮ながら、労災指定医療機関ではありません。

医療機関で労災保険の利用にあたっては、「療養補償給付たる療養の給付請求書」が必要で、そのためには  
労災指定医療機関で書類を作成する必要があります。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、基本的に当院では労災関係の書類の作成はいたしかねます。

労災指定医療機関の場所の情報、労災の利用方法の詳細については、厚生労働省のホームページに詳しい説明がありますのでご覧ください。

今後とも、皆様に安心してご利用いただける医療サービスの提供に努めてまいりますので、引き続き何卒よろしく  
お願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

[労災補償 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)